目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　投票及び開票（第四条―第十三条）
第三章　審査分会及び審査会（第十四条・第十五条）
第四章　再審査（第十六条）
第五章　審査の施行に関する費用（第十七条・第十八条）
第六章　裁判官の氏名等の掲示（第十九条―第二十一条）
第七章　審査公報の発行（第二十二条―第三十条）
第八章　補則（第三十一条―第三十三条）
附則

第一条から第三条までを次のように改める。

（審査予定裁判官に関する通知事項）

第一条　最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号。以下「法」という。）第四条の二第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事項は、同条第一項に規定する審査予定裁判官の住所、生年月日及び法第一条に規定する裁判官（以下「裁判官」という。）に任命された年月日（第三条第一号及び第十九条第二項において「任命年月日」という。）その他総務省令で定める事項とする。

（審査に付される裁判官とならない事由）

第二条　法第五条第三項に規定する政令で定める事由は、法第一条に規定する審査（以下「審査」という。）に付されたことがある同項に規定する通知裁判官（直近に付された審査の期日以後引き続き裁判官である者に限る。）が、法第四条の二第二項に規定する審査の告示（以下「審査の告示」という。）の時において、直近に付された審査の期日から十年を経過していないこととする。

2　法第五条第五項に規定する政令で定める事由は、審査に付されたことがある同項に規定する新通知裁判官（直近に付された審査の期日以後引き続き裁判官である者に限る。）が、審査の告示の時において、直近に付された審査の期日から十年を経過していないこととする。

（審査に付される裁判官に関する通知事項）

第三条　法第五条の二第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　審査に付される裁判官の住所、生年月日及び任命年月日

二　法第四条の二第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する場合（法第十四条の二第四項に規定する場合に限る。）には、法第十四条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者の中に氏名に変更が生じた者がある旨

三　法第五条第三項に規定する場合（同条第四項に規定する場合を除く。）又は同条第五項に規定する場合には、法第十四条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者の中に審査に付されない裁判官とならなかつた者がある旨

四　その他総務省令で定める事項

第四条を削る。

第五条に見出しとして「（投票管理者の職務代理者又は職務管掌者）」を付し、第二章中同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（裁判官が退官等した場合における掲示の方法）

第五条　市町村の選挙管理委員会は、第三条第二号又は第三号に規定する場合には、法第十四条の二第三項（同条第四項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定による掲示を、審査の告示の日の翌日（法第十六条の二第一項ただし書に規定する場合には、審査の期日前七日）から審査の期日の前日までの間、期日前投票所及び不在者投票管理者（公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百二十五条の四に規定する者に限る。次項において同じ。）の管理する投票を記載する場所内の審査人の見やすい適当な箇所にするとともに、審査の当日、投票所（共通投票所を含む。次項において同じ。）内の投票の記載をする場所その他審査人の見やすい適当な箇所にしなければならない。

2　市町村の選挙管理委員会は、法第五条の三第一項又は第三項に規定する場合には、法第十四条の二第三項の規定による掲示を、法第五条の三第二項又は第三項において準用する法第五条の二第三項の規定による通知を受けた後直ちに、審査の期日の前日までの間（審査の告示の日に当該通知を受けた場合には同日の翌日から審査の期日の前日までの間とし、法第十六条の二第一項ただし書に規定する場合において審査の告示の日から審査の期日前八日までの間に当該通知を受けたときは審査の期日前七日から審査の期日の前日までの間とする。）、期日前投票所及び不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所内の審査人の見やすい適当な箇所にするとともに、審査の当日、投票所内の投票の記載をする場所その他審査人の見やすい適当な箇所にしなければならない。

3　前二項に定めるもののほか、法第十四条の二第三項の規定による掲示に関し必要な事項は、都道府県の選挙管理委員会が定める。

第六条を削る。

第七条に見出しとして「（点字による投票の投票用紙の調製）」を付し、同条中「これを」を削り、同条を第六条とする。

第八条に見出しとして「（投票に関する書類の保存）」を付し、同条中「裁判官国民審査法第二十四条に定める投票及び投票録の外」を「審査の」に、「十年間これを」を「十年間」に改め、同条を第七条とする。

第九条に見出しとして「（開票管理者の職務代理者又は職務管掌者）」を付し、同条を第八条とする。

第十条に見出しとして「（点字による投票の効力）」を付し、同条第一項中「左に掲げるものは、これを」を「次の各号のいずれかに該当するものは」に改め、同項第一号中「成規」を「所定」に改め、同項第二号中「の外」を「のほか」に、「、但し」を「。ただし」に改め、同条第二項中「ある場合において、投票中」を「の場合には」に、「記載があるときは、」を「点字による審査の」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「審査の」を「点字による審査の」に改め、同項に項番号を付し、同条を第九条とする。

第十一条に見出しとして「（開票に関する書類の保存）」を付し、同条中「裁判官国民審査法第二十四条に定める開票録の外」を「審査の」に改め、「これを」を削り、同条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（数町村の区域を区域とする開票区における投票等の保存）

第十一条　数町村の区域を区域とする開票区においては、審査の投票及び投票録その他審査の投票に関する書類並びに審査の開票録その他審査の開票に関する書類は、関係町村の選挙管理委員会があらかじめ協議して定めた町村の選挙管理委員会において、その協議が調わない場合には都道府県の選挙管理委員会が指定した町村の選挙管理委員会において、審査の期日から十年間保存しなければならない。

第十二条を削る。

第十三条に見出しとして「（選挙の投票を行わない場合）」を付し、同条第一項中「裁判官国民審査法」を「法」に改め、「における」の下に「審査の」を加え、「第五条及び第九条」を「第四条及び第八条」に改め、「（昭和二十五年政令第八十九号）」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　法第二十五条第一項の規定による審査に係る同条第二項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十一条第一項の規定の適用については、同項中「選挙の期日から少くとも五日前に」とあるのは、「あらかじめ」とする。

第十三条を第十二条とする。

第十四条に見出しとして「（投票及び開票に関するその他の事項）」を付し、同条中「裁判官国民審査法及びこの政令その他裁判官国民審査法に基づいて発する」を「法及びこの政令並びにこれらに基づく」に改め、「ほか、」の下に「審査の」を加え、同条ただし書を次のように改める。